

特定非営利活動法人相模原市ラグビーフットボール協会と三菱重工相模原ダイナボアーズ
の連携協力に関する協定書

特定非営利活動法人相模原市ラグビーフットボール協会(以下「甲」という)と三菱重工相模原ダイナボアーズ(以下「乙」という)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、相模原地域のスポーツ振興・普及・育成・活動支援の分野において相互に協力し、まちづくり、人づくり、健康づくりに寄与することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- (1) スポーツの振興・普及・育成に関する事項
- (2) 地域活性化に関する事項
- (3) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

(経費)

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲及び乙が協議のうえ、決定する。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲及び乙のいずれからも異議の申し入れがないときは、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 協力の形態、協力による成果の利用条件、その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、各々一通を保有する。

平成23年 3月24日

甲： 特定非営利活動法人相模原市ラグビーフットボール協会
理事長

勝 又 修 

乙： 三菱重工相模原ダイナボアーズ
部長

井 上 優 司 